

1. 外来植物の適正利用に関する基本方針

(1) 本方針の目的

本方針は、農業や、畜産業、緑化など様々な場面で広く利用されている多くの外来植物について、その適切な利用を促すとともに、外来植物の問題についての認識を高め、地域の環境を守りながら、今後も有用な植物資源を継続的に利用していくため、外来植物を適正に利用するための方針を定めたものである。

(2) 用語（環境省自然保護局－日本の外来種対策 HP より引用・一部加筆）

- ・ 外来種（外来植物）：導入（意図的・非意図的を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させること。導入の時期は問わない。）によりその自然分布域（その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域）の外に生育又は生息する生物種（植物種）（分類学的に異なる集団とされる、亜種、変種を含む）。
- ・ 侵略的外来種（侵略的外来植物）：外来種（外来植物）のうち、わが国の生態系、人の生命・身体、農林水産業等への被害を及ぼす又は及ぼすおそれがあるなど、特に侵略性が高く、自然状態では生じ得なかった影響をもたらすもの。
- ・ 在来種（在来植物）：もともとその生息地に生息していた生物種（植物種）の個体および集団。

(3) 外来植物の利用に際しての基本理念

外来植物の利用に際しては、環境省が勧める外来種予防三原則に準じて、下記の理念を定める。

- a. 新たな侵略的外来植物を侵入させない。
- b. 既に利用している侵略的外来植物については逸出させない。
- c. 逸出が確認されている侵略的外来植物については分布を拡大させない。

(4) 外来植物を利用するための基本認識

外来植物を適正に利用するためには、侵略的外来種や外来種問題についての正しい認識を持つ必要がある。

- a. 侵略的外来植物が生物多様性や農業、人の健康等に与える被害について、正しい認識を持った上で外来植物の利用にあたる。
- b. 沖縄県が定める「沖縄県対策外来種リスト」に掲載されておらず一般的に在来種とされる種であっても、他地域（県外や県内の別の島など）から持ち込まれたものは、もともと生育していた植物との交雑によって遺伝子汚染を引き起こす可能性があることから、侵略的外来植物として考える。
- c. 「沖縄県対策外来種リスト」に掲載された植物を把握し、関係機関に周知するとともに、利用等に関する情報を共有する。
- d. 現時点で利用されている植物で侵略的外来種とされていない種であっても、逸出等により侵略的な影響をおよぼす可能性があることを理解する。
- e. 外来種に関する最新の情報を収集整理する。
- f. 上記の認識、情報について広く一般に普及するよう啓発を行う。

- g. 他地域からの植物の持ち込みは、侵略的外来種となり得る昆虫等が付随するリスクがあることを理解する。

(5) 未定着の侵略的外来植物について

これまでに定着が確認されていない侵略的外来植物については、新たに定着しないよう留意する必要がある。

- a. 侵略的外来種については今後意図的な導入は行わない(未定着の侵略的外来種については「沖縄県対策外来種リスト」の「重点予防種」、「予防種」を参考とする)。
- b. 関係機関に対し利用しないよう情報共有と注意喚起を行う。
- c. 他地域から持ち込む種子や種苗には侵略的外来種の種子等が混入している可能性があることを認識し、非意図的な導入を行わないよう注意する。
- d. 非意図的に持ち込まれる可能性のある侵略的外来種についてリスト化し、情報の収集を行う。
- e. 上記の認識、方針について広く一般に啓発を行うとともに注意喚起を行う。

(6) 既に定着し利用されている侵略的外来植物について

既に定着又は利用が確認されている侵略的外来植物（「沖縄県対策外来種リスト」の「重点対策種」、「対策種」を参考とする）については、逸出させないよう留意する必要がある。

- a. 既に広く利用され、代替が困難な場合は、逸出させないような管理方法、処分方法について調査・研究を行い、その普及啓発を行う。
- b. 既に広く利用されているものの、代替が可能な在来植物等が存在する場合には、代替となる植物について調査・研究を行い、順次切り替えを検討する。
- c. 現時点で限定的な利用に留まっているものについては、積極的な利用は避け、推奨種や補助対象から除外するなどの対応に努める。
- d. 関係機関に対し積極的な利用は行わないよう情報共有と注意喚起を行う。
- e. 上記の認識、方針について広く一般に啓発を行うとともに注意喚起を行う。

(7) その他の外来植物について

これまでに広く利用されてきた実績をもつ外来植物で、「沖縄県対策外来種リスト」に掲載されていない植物については、現時点では生物多様性等に被害を与えないと考えられている。しかし、今後、気候や周辺生物との関係性、植物自体の適応等により、侵略的になる可能性がないとは言えない。また、「沖縄県対策外来種リスト」自体が、全ての植物を網羅して検討されたものではないため、「重点予防種」や「予防種」として示されている種以外の外来種で新たに持ち込まれる種に対しては不完全なものであることを理解する必要がある。上記のような状況を考慮すると外来植物の無秩序な導入・利用は極力避けるべきである。

- a. 導入を検討している新規外来植物がある場合には、その代替となる在来種やこれまでに利用実績があつて「沖縄県対策外来種リスト」に掲載されていない植物などの生態系等への影響の少ない植物の利用を検討する。
- b. 導入または積極利用しようとしている外来植物については、生態系等への影響の可能性、雑草化のリスク、他地域での導入事例などの情報を事前に収集する。

- c. 必要に応じて収集した情報を基に専門家へアドバイスを求める。
- d. 関係機関に対し無秩序に導入または積極利用を行わないよう情報共有と注意喚起を行う。
- e. 上記の認識、方針について広く一般に啓発を行うとともに注意喚起を行う。

本資料の全文、関係資料をご覧になりたい方は以下をご確認ください。

- ・「沖縄県外来種対策行動計画に基づく外来植物の適正利用方針」(全文)

https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/shizen/hogo/documents/02_gairaisyokubutu.pdf

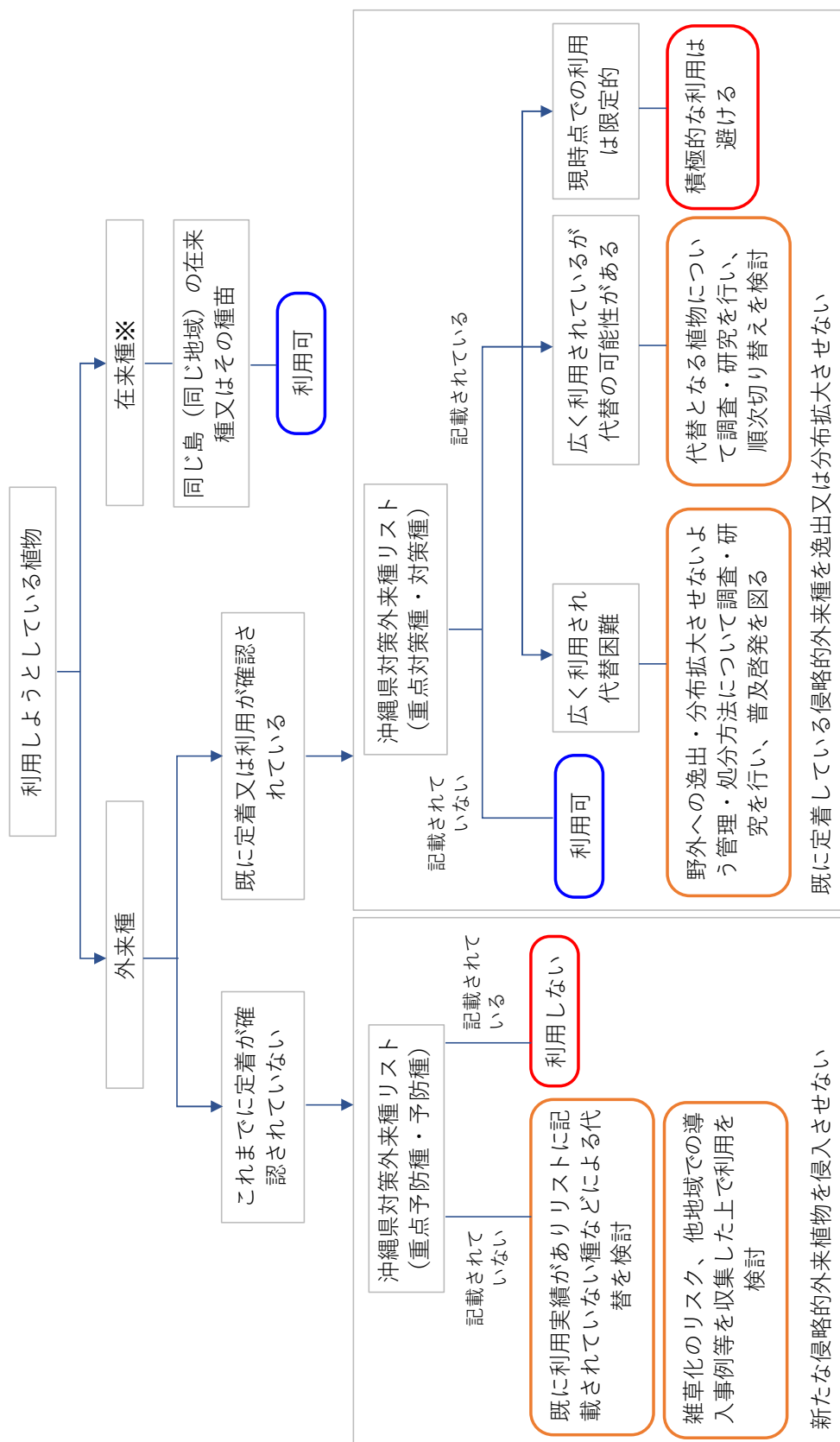
- ・「沖縄県外来種対策指針等について」(沖縄県環境部自然保護課 HP 内)

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/shizen/hogo/gairaisyutaisakushishin.html>



沖縄県外来種対策指針、沖縄県外来種対策行動計画等関係資料を掲載しています。

2. 植物を利用する際の検討フロー



※国内に生育する植物であっても、本来の生息域を越えて侵入した植物は外来種とする。また、沖縄県内の別の島から持ち込まれる植物やその種苗についても本来の生息域を越えて侵入した植物は外来種とする(沖縄県外来種対策指針参照)。